

2022年度

J Aバンク群馬の農業資金

経営規模の拡大や生産コスト低減に向けた所要資金を J A から借入れた場合・・・

群馬県農業信用基金協会の

さらに・・・

応援その①

保証料を全額助成

応援その②

金利負担も軽減

保証料助成

利子補給

事業対象者 J A から農業資金（群馬県農業信用基金協会保証付）を借入れた農業者等

対象資金 農業近代化資金、県下統一要項資金（アグリマイティー資金等）

助成内容 対象資金の群馬県農業信用基金協会保証料相当額（全額助成）

実施期間 2022年4月1日～2023年3月31日（1年間）

助成要件

- 事業実施期間中に J A から対象資金を借入れ、群馬県農業信用基金協会へ保証料を支払っていること
- 保証料の支払いは、「一括前払い方式」であること

J Aバンクでは、J A が融資する農業関係資金のうち、地域農業の振興に資する資金を対象に、厳しい経営環境に直面する多様な農業の担い手に対し、借入負担の軽減を図ることでそれぞれの農業経営がより成長していくための支援を行う目的で利子補給(最大1.0%)を行っております。

※100万円以上お借入れの場合のみ利子補給の対象となります（一部資金を除く）。

対象資金

- 農業近代化資金
- アグリマイティー資金（一部）
- J A 新規就農応援資金
- J A 農機ハウスローン
- J A 担い手応援ローン 等

ご注意

- 詳しい助成手続き等は、各 J A にお尋ねください。繰上償還・保証解除等により、返戻保証料が発生した場合、相当額を J A に返戻していただきます。
- 助成対象資金の各資金で定める資金用途と異なる用途で使用された（目的外使用）案件がある場合には、助成金額全額を返戻していただきます。

ご注意

- 補給期間、補給率および補給の対象につきましては、資金毎・お借入の条件等により異なります。
- 詳しい条件等につきましては、各 J A にお尋ねください。条件によっては、ご要望にお応えできない場合がございます。

詳しくは、下記 J A にお問い合わせください。

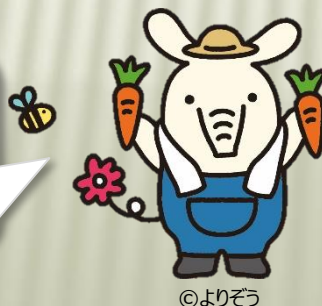
～ あなたに笑顔を ～



J Aバンク群馬が

担い手の皆さんを応援します！

農業に関する資金は J A にご相談ください



©よりぞう

JA 邑楽館林本所 ☎0276-74-5111 館林 北支所 ☎0276-75-3366 板倉 南支所 ☎0276-82-1009
 金融部 融資課 ☎0276-74-5189 多々良支所 ☎0276-72-2716 板倉 西支所 ☎0276-82-1253
 大手町支所 ☎0276-75-0105 分福町支所 ☎0276-75-1004 千代田支所 ☎0276-86-6500
 赤羽支所 ☎0276-72-3309 明和支所 ☎0276-84-4000 大泉支所 ☎0276-62-3301
 六郷支所 ☎0276-72-0133 板倉 北支所 ☎0276-77-0045 邑楽支所 ☎0276-88-4433
 三野谷支所 ☎0276-73-4061 板倉 東支所 ☎0276-82-0515

JAバンク群馬の 農業資金 ご紹介

- 認** 認定農業者
- 集** 集落営農組織
- 他** その他の農業者
- 新** 新規就農者(就農開始5年目まで)

資金名	対象者				資金の用途										申込時の 主な必要書類	
	認	集	他	新	農地等の購入	農地等の 賃借・改良・造成	農業施設・ 加工施設等の建設	農機具等の購入	牛・豚・鶏等の 購入又は育成	野菜・果樹・花等 の栽培や育成	運転資金	他金融機関の借入金 にかかる借換え	農地等の復旧等	災害等による施設・ 農機具等の購入		新規参入者等の 農業経営開始資金
農業近代化資金	●	●	●			●	●	●	●	●	●			●	●	借入申込書類、経営改善資金計画書、所得証明書類(決算書又は青色申告書の写し)、資金使途確認書類(設計書・見積書等)、農業経営改善計画書及び同認定書の写し(認定農業者に限る)等
アグリマイティー資金	●	●	●		●	●	●	●	●	●	●	●		●	●	借入申込書類、所得証明書類(決算書又は青色申告書の写し)、資金使途確認書類(設計書・見積書等)、審査に必要となる書類(事業・資金計画等)等
J A新規就農応援資金				●			●	●	●	●	●				●	借入申込書類、所得証明書類(決算書又は青色申告書の写し)、資金使途確認書類(設計書・見積書等)、審査に必要となる書類(事業・資金計画等)等

農業近代化資金

- ご融資対象者** 農業を営む方
- 資金使途**
 - 農舎等の建築物・農機具の取得、改良、復旧
 - 果樹等の植栽、育成
 - 家畜の購入・育成
 - 農地、牧野の小規模な改良・造成(1,800万円以内)など
- ご融資金額**

個人：1,800万円以内(特認2億円以内)
法人・集落営農組織等：2億円以内
 ※融資率：80%以内
 (ただし、認定農業者で個人・法人の方は100%以内、同集落営農組織の方は3,600万円まで100%以内)
- ご融資期間** 原則15年以内(うち据置期間2年～7年以内)
※資金使途によって異なります
- 担保・保証**
 - 群馬県農業信用基金協会をご利用いただけます
 - 必要に応じて担保または保証人を求める場合があります
 - ※法人の場合、法人の代表者による連帯保証が必要となる場合があります
- 申込時の留意点**
 - 本資金を利用した事業の融資決定前の事前着工および着工後の申込みは認められておりません
 - 申込み時におきましては、行政等の審査が必要となるため、ご回答に時間がかかる場合がございます

アグリマイティー資金

- ご融資対象者** 農業を営む方
- 資金使途**
 - 農業生産、農産物の加工・流通・販売、地域の活性化・振興を支援するための設備・運転資金
 - 再生可能エネルギー発電・蓄電設備の取得に必要な設備資金
 - 自然災害等による農業経営の一時的な悪化に対応するため、農業経営の維持や再開を目的とした緊急性を要する資金
 - ※他金融機関からの借入金にかかる借換えにもご利用いただけます(負債整理・災害関連は除く)
- ご融資金額**

事業費の100%以内
※ただし、再生可能エネルギー発電・蓄電設備の取得にかかる資金は5,000万円以内、災害にかかる緊急性を要する資金は500万円以内
- ご融資期間** 短期資金は1年以内
長期資金は15年以内(うち据置期間3年以内)
※ただし、対象事業に応じて最長25年以内
- 担保・保証**
 - 群馬県農業信用基金協会をご利用いただけます
 - 必要に応じて担保または保証人を求める場合があります
 - ※法人の場合、法人の代表者による連帯保証が必要となる場合があります

J A新規就農応援資金

- ご融資対象者** 農業を営む方
- 資金使途**
 - 農業用設備・施設・農機具の取得・改良資金 など
 - 営農全般にかかる長期・短期の運転資金 など
- ご融資金額**

55歳未満で就農開始5年目までの方(Ⅰ型)：1,000万円以内
65歳未満で就農開始5年目までの方(Ⅱ型)：500万円以内
- ご融資期間** 短期資金は1年以内
長期資金はⅠ型が12～17年以内(据置期間3～5年以内)、Ⅱ型が5年以内(据置期間2年以内)
※ただし、長期資金のⅡ型については対象事業に応じて最長7年以内(据置期間3年以内)
- 担保・保証**
 - 群馬県農業信用基金協会をご利用いただけます
 - 必要に応じて担保または保証人を求める場合があります
 - ※法人の場合、法人の代表者による連帯保証が必要となる場合があります

ご注意

- 上記資金のご利用は、J A所定の資格・要件等を満たす方に限らせていただきます。審査の結果、ご希望に沿えない場合もございますので、ご了承ください。
- 適用金利、お借入れにかかる諸費用、詳細な商品内容等につきましては、各J Aへお尋ねください。